

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 2月 8日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 2月 8日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 町長の専決処分事項の指定に関する条例（案）について
- (2) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 14時20分

## ○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻になりました。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。なお、安部委員は若干遅れるという連絡がっておりますので報告をさせていただきます。本日は前回1月26日に全員協議会を開催をいたしまして、議員皆さん方の御意見を頂戴したところであります。本日はお手元にまず1番最後に配ったのが、前回、全員協議会に配付した資料であります。それと全員協議会の会議録の要約筆記したもの2枚あるかと思えます。これを基にして、まず町長の専決処分事項の指定に関する条例案について協議をいただきたいと思えます。まず全協に出した1月26日全員協議会と右肩に書いた案ですけれども、これ事務局の方から照会をしていただきまして、まず上段の法の部分に関わる問題で、議運としては決定をしたということで御報告をいたします。そして、その下に町長からの依頼事項4点まとめたもの、自治法の条文の並びにしたがって修正をした場合も踏まえて書いております。その下に1月19日の議運の中でも若干出てまいりましたけれども、3号の訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解と、4号の支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関する事と、これを合体したらどうかという提案もいただきました。このことについてそれぞれのことを含めて御意見をいただきました。

別刷りで30年1月26日全員協議会における主な質疑ということで、町長専決処分の指定に関する条例についての方を見てもらいたいと思うんですが、あの時皆さんも御案内のとおり金額を入れるべきだという意見、饗庭議員と浦川議員も基本的には300万という数字は言われませんでしたけれども、入れるべきだという、こういったものをここに書いております。今、申し上げましたのをちょっと読ませていただきますと、まず、金額の問題は下から2番目に金額を入れるべきだ。廃止は構わないが条例の経過が見えにくいので。要するに饗庭議員は、条例の改正にすべきじゃないかという御意見とこの支払督促の申立てに係る云々というのは金額を入れるべきだという。それから裏面の上に浦川議員が、3行目からですか、行政側は支払督促に関係なく300万円以下はできるよう依頼をしてきている。そこをもう少し議論してもらいたいという意見。そしてその上、これは前ページからの続きです。浦川議員の意見ですけれども、2枚目の方の上から3行目、一定の額で縛りをつけてそれ以下についてはできる形が良いということ。一定の額で縛りをつけるべきだという考え方があります。したがって、まず、ここでは皆さん方の意見を聞いた上でもう一度、皆さん方に支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停、これについてこれをそのまま残しておくのか、残しておくとしたときに金額の縛りをつけるべきだ。金額を入れるべきだという意見があったわけですので、ここら辺を議論をしていただきたいと思えます。

暫時休憩をして議論したいと思います。

（暫時休憩）

## ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を開きます。

場内の時計で10時40分まで休憩をいたします。

(休憩 10時30分～10時41分)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。先程の議論を踏まえて事務局に指示をいたしまして、ご覧のとおり前の3号と4号を合体した、いわゆる訴訟物並びに目的物の価額が300万以下の和解というのと、4号の支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関することということとを合体して、3号に1件につき300万円以下の訴えの提起、和解及び調停というふうにしたものを提案をいたしております。ただ、先程から言いますように300万という数字について、これがこれでいいのか。あるいは、先程来100万とかそういう話もありましたけれども、町営住宅だけ考えればそんな大きい数字はいらんというのがありましたけれども、それ以外でも水道料金等については大きくなるものがあるということでもあります。したがってこの合体をして3号にまとめたこれについて、もう一度意見を賜りたいと。どなたからでも結構です。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

まず前段はやはり僕はこの案を入れる分については、ずっと否定をしてきたんで、その部分については今回もそういう否定をしたいというふうに思います。一方金額の面ですけれども、この300万の金額で先程も言いましたように、裁判の訴訟の流れが支払督促の申し立てをする。これが第1段階と、その次が金額に応じては少額訴訟をすると。その後、少額訴訟じゃない金額を超える分については、一般訴訟をすると、そういう流れがあるものなら大体もう300万っていうのは、いわば先程議長も言われたように軽易じゃない金額ではあることは間違いありません。そういう意味では300万というのが妥当なのか、どうなのかというのはやっぱりまだ疑問には残りますね。今改めて他の部分を見ると300万の設定をしてるのは、長崎市と時津だけですね。他の所は金額はまちまちで、そういう議長が先程から言うように実態という言葉が正しいのかどうか分からないですけども、実情に応じた金額を設定してる部分があるのかなというふうな気がしますんで、そこはまだ検討の余地があるのかなというふうには思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

この3号についてはこれでいいけども、基本的に額については検討の余地があるという御意見でした。他の方。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

これでいいんじゃないかなというふうに思うんです。額についても近隣を見ますと、今あったように時津も300万としておるんですね。同じような行政の規模でもあるわけですから歩調を合わせても悪くはないだろうというふうに思いますので、3、4の合

体でこういう表現でいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

私も岩永委員と同じで、額については300万以下にすれば極端に言えば100万円でも悪らつなものに対しては、訴訟ができる部分なので、先程お話の中で縷々お聞きいたしますと、町営住宅の家賃だけに限定しなくてもいいということなので、様々な事案が想定されるのでこれで十分じゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

私は先程申しましたように100万以下ということが妥当だというふうに思います。300万円となると、やはりいろいろな町営住宅に水道とか様々なものを合算してってなるんですが、そうするとやはり小額ってというような形ではないので、そこの所の内容はしっかりと議会が把握するべきなのかなというふうに思いますので、金額としては100万円以下がよろしいかと思ます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私も先程河野委員がおっしゃったように、この300万というのは軽易な金額ではないなという感覚があります。訴えられて300万の督促という場合とやっぱりその半分、例えば150とか100の金額で訴えられたときの今度支払いをしていただかないといけないという部分を見ると、半分ぐらいにこの金額を下げてもよいのかなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員は150万程度150万以下の訴えの提起という提案であります。委員外の方の御意見を聞きたいと思ます。

議長。

○議長（内村博法議員）

金額については皆さんの判断で構いません。ただ、これを決めるに当たってやっぱり実態というのをやっぱりある程度把握しとかないといかないと思ます。だから実態は、是非把握しておいていただきたいと、いろんな質問が出てくる可能性もありますんで、なぜこれを決めたか、近隣の所で決めたというのも1つの理由でありましょうけれども、やはり実態もこういうふうになってますよっていうふうなやっぱりそういう把握は必要じゃないかなとこういうふうに思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口副議長。

○副議長（山口憲一郎議員）

私も最初から言っておりましたけども、300万の線でいいんじゃないかなという思いをしております。やはり額についてはそれぞれ出ておりますけども、ただ、自分の頭の中の計算で私も300万もそうでしょうけども、ただ、その辺が近隣と比較したときにはいいのかなという思いがしております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員が額は検討すべきだという御意見で、岩永委員は300万でいいんじゃないか。西岡委員も同じ意見。安部委員が100万円以下と、金子委員が150万円以下、議長は皆さん方の考えを尊重する。ただし実態を把握、本会議に備えてはやっぱり実態を調べるべきだという御意見でありました。副議長は300万。それぞれ分かれました。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じてここで採決をしたいと思います。

今、300万という額が1番多かったわけでありましてけれども、300万という数字でここに書かれている3号、1件につき300万以下の訴えの提起、和解及び調停ということで、条例の改正をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員長は議決権がありませんので、150万の方。100万の方、なじまん。

今のはどうも採決になじまないと思いますので、ちょっと休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。今、委員長提案でそれぞれ300万円、1件につき300万以下の訴えの提起、和解及び調停というものを出しましたけれども、300万が2人、150万が1人、100万が1人。額は検討ということで、それぞれ3号の理解が得られませんでした。したがってもうこれ以上議論しても、もう無駄だと思いますので、ここで議論を打ち切ってこの件については議長が全員協議会の中でも話しておられましたけれども、発委、委員会一致でというのはもう無理だと思うので、発議でもやりたいということを言われておりましたので、そのように取り扱いをしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今日の確定がそのまま全協に報告も無しに発議でやる予定なんですか。もう一度全協に投げんばいかんとかかなって思うんですね。その中で確認して発議をするかどうかというふうになると思うんで、僕は今の議論をもうそのまま出していいと思うんですよ。金額はこうこうこうなったということで全協の確認をとってからやるかどうかという

のをやっていいと思うんで、今のじゃちょっと誰がするとかっていうふうな部分、誰がすつとかっていうのは関係ないですけども、というふうな流れがいいかなというふうに思いますけど。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

大変失礼をいたしました。今、河野委員から御指摘をいただきましたように基本的にこれを全員協議会にかけて、その上で恐らくここでもまた同じことだろうと思しますので、その結果についてまた、議長と相談をしてどういう形で提案するかということを決めたいと思います。それではこの町長の専決処分事項の指定に関する条例についての件はこれで終わりたいと思います。

それから政治倫理条例の見直しについてでありますけれども、これはペーパー1枚物で1月26日の全員協議会で出た主な質疑としておりますけれども、意見を載せております。読んでみますと、6条は長の就任に関する遵守事項ということで、町から補助金をもらう団体の長あるいは町の機関の長には、就任を辞退するよう努めなければならないということについて、吉岡議員から町から交付金を受けてなければよいのか。下部組織がある上部団体の長などとすれば分かりやすいがどうかという御提案をいただきました。それと下の方でまた吉岡議員が、これから若い人たちに多分これ議会に出てきてもらいたいとPTA連合会の会長はもち回りであり辞退しなければならないことも考える。こういうのも踏まえて検討をしてもらいたいとそういう話もあったと思います。

それから第3条の町民の役割というのも何名からかいただきました。まず、安藤議員が、第3条の町民の役割の第2項は、町民が果たして公共の利益を実現する責任を負うのかについて議論すべきだと。それからすいません。安藤議員も6条の条文は曖昧である。補助金を受けている団体は、大きな組織から小さな組織がある。団体が不利益にならない条文を作成してもらいたいというのは、安藤議員も。3条については町民がその責任を負うというのについては議論すべきだということと、饗庭議員も第3条の町民の役割は必要なのか。政治倫理条例は議員を律するものだと再検討してもらいたいということをごここで言われております。堤議員は、第3条第2項の公共の利益を実現する責任を負う。これは町民がですね。戦後の法体系の中で公権力の側から町民に対して、あれはするな、これはするなというのと同じ、この表現は避けるべき。ただし、議員に対して働きかけを行ってはならないは必要とこういう意見が出された。浦川議員も1番下ですけれども、町民の役割は要らないのではないかとというのが3条ですね。それから饗庭議員が第4条の4号の町の後に教育委員会を含むとあるが、町には教育委員会も含まれていると思うが必要なのかということで、若干これは考え方が違うのかなと思いましたが、けれども、こういうふうに言っております。それから続けますけれども、饗庭議員は条例には罰則規定も無いし、議員を律するためのもの。ここまで詳しくする必要はあるのか。また、何々しなければならぬ、ならないというのが続くのはどうかという意見でした。町民請求は50人以上の連署となるとなかなかできない。町民が請求しやすいようにす

べきではないかと。そして第8条第4項、特別委員会の設置の中で、委員会の審査のため必要があると認める時は当該審査の対象となっている議員及び関係者に資料の提出を求め、または事情聴取をすることができるという条文ですけれども、この事情聴取という言葉は政治倫理条例には不適ではないかという御意見でありました。

それから堤議員の4行目、給食米問題で個人としての行動問題が争点となった。議員である以上個人としての行動はあり得ない。文言を入れるべきではないかと、これを条例に盛り込むべきではないかという意見でした。

浦川議員も4条の議員の政治倫理の基準、4条4号の町（教育委員会は含む）は、給食関係は保護者から集めた給食費が原資であり、予算も決算も議会の審査対象ではない。教育委員会を含むとすることにより私契約の分も対象になるのか。こういう意見が出ました。あくまでも要点筆記ですので、こういうことで簡潔にまとめております。

そこで今日は前の議会運営委員会の資料をお持ちだと思いますので、それを開いていただいて話を進めたいと思います。

まず、町民の役割については、これは元々町民の責務ということで書いておりましたがけれども、役割とした所があるよということで、館山市の条例を参考にしてこういうふうにしました。この中でこの問題になったのは、第2項の町民は主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち議員に対し次条に規定する政治倫理基準に違反する行為を行ってはならないという、2項の前段の部分ですね。ここについて安藤議員とか饗庭議員、堤議員、ただ、堤議員は2項の部分の後段の部分、議員に対して次条に対する規定する政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならないは入れとくべきだという意見であります。これは町民の責務と書いた所も基本的にほとんどの所がこの2項、主権者として自らも町政を担いという公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つというには入れておったというふうに思っております。例えば加賀市は、市民は主権者として自らも市政を担い公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、議員に対しその地位による影響力を不正に行使させることがないよう働きかけを行ってはならないとかですね。諫早市も市民は主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己または第三者の利益もしくは不利益を図る目的をもって議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないと。長崎市も市民を主権者として自らも市政を担い公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、議員に対してその地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。大体近隣でもこういう市民の責務と。今言った所は責務という表現、市民の責務、あるいは議員及び市民の責務ということで、1条にまとめた所があります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）



それでは休憩を閉じて再開をいたします。3条の2項の中で、町民は主権者として自らも町政を担うことについて自覚を持ち議員に対して次条に規定する政治倫理基準に反する行為を行ってはならない。というふうな修正をかけたと思います。よろしいですか。そのようにして次の全協にはお諮りをしたいと。理論構成は先程金子副委員長、河野委員から言われた部分を参考にしながらやっていきたいと思っています。それから4条の4号ですね。2枚目ですけれども、町の後に（教育委員会を含む）をしておりますけれども、これが必要なのかと。饗庭議員は教育委員会も含まれていると思うが 필요한のかということでありました。この件について若干議論をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

第4条の4号、町（教育委員会を含む）の契約としておりますけれども、これについては教育委員会を含む、この括弧書きを全て削除をしたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは第5条の3行目に町（教育委員会を含む）とありますので、これも同時に削除をお願いいたします。

それでは午前の部はこれで終わって、場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時56分～12時59分）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて引き続き政治倫理条例の見直しの審査を行いたいと思います。

昼休みの時間に教育委員会に寄って話を聞いたところ、契約の形態としては教育委員会が直接業者とすると。契約はすると。先程課長が説明したのは、来年度から直接、共同調理場とか学校の給食調理場がするというような話だったんですが、聞いてみるとそうじゃないということです。したがってこれは場合によっては、教育委員会に来ていただいて話を聞くことも必要なかなと思いますので、後に延ばしたいと思います。

それでは次の8条、特別委員会の設置、これで饗庭議員の方から第8条第4項の事情聴取という言葉は政治倫理条例に不適ではないかという御意見がありました。政治倫理条例だから不適という意味がちょっと私には理解はできなかつたんですが、あくまでも事情を聞くと。特別委員会に来ていただいて事情を聞くと、聞くことを聴取をすると、意見を聴取する考えを聴取するということですので、別にいいのかなと思いますけれども、こちら辺について皆さん方の御意見をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。8条第4項について確認をしたいと思います。委員会は審査のため必要があると認めるときは、当該審査の対象となっている議員（以下対象議員という）及び関係者に資料の提出並びに説明を求めることができるというふうにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次が饗庭議員の町民からの請求による説明、第12条、3ページの下ですね。第12条請求による説明会と、ここで議員の選挙権を有する者50人以上の者の連署により云々って開催請求ができる旨を書いておりますけれども、町民が請求しやすいようにすべきではないかとそういう御意見であります。これについて協議をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開します。先程の私の質問は若干間違っておりました。7条の審査請求で町民または議員はということでもありますけども、3行目に町民にあっては議員の選挙権を有する者50人以上のものを連署、議員にあっては2人以上のものの連署をもって議長に提出をするというこの50人というのが町民が請求をしやすくなるようにすべきじゃないかと。第7条の町民の審査請求ですね。町民は政治倫理条例に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて文書で長与町議会議長に審査を請求することができるということで、これは前も申し上げておりましたけれども、もう1人でも2人でもできる。そういった意味では、町民審査権の濫用と言えはおかしいですけど、いたずらに混乱をきたすということにもつながりはしないかなと。そこでほとんどの所がっております有権者何人とか、こういったもので考えて50人という線を出した訳です。これについてまず、町民が政治倫理条例に違反するというそういう審査を請求しやすいようにするというのも踏まえて、50人というものがどうなのかということについて議論をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

第7条の審査請求、これにつきましては、全員協議会で50人というのが多過ぎると、町民が請求しやすいようにすべきではないかという御意見をいただきました。ただ、先程言いましたように有権者の100分の1とかと200分の1とか言うことになると膨大な数字になりますし、そういった意味ではこの50人というのは、適切な数字ではなからうかなというふうに思います。もう少し具体的に質問に対応できるように事務局と

も協議をしながら整理をしていきたいと思っております。こういうことで、これは原案どおり第7条についてはやりたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

続いては12条で請求による説明会というのがありますけれども、これも50人としておりますので、ここら辺についてもひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それでは次に6条の問題を後回しというふうにしておりましたけれども、若干時間もありますのでもう少し議論をしたいと思えます。6条については非常に曖昧であると、吉岡議員の方からも御意見がありました。下部組織がある上部団体の長に限定すべきじゃないかという趣旨の意見だったと思うんです。要するに自治会長はしてもいいけども、自治会長会の会長はとか、そういう意味でももう少し詳しく書けばよかったですけれども、それと吉岡議員の意見は若い人たちにも今後議会に出てきてもらいたいと。そのためには議員になるためには、こういったのをしとけば議員になれんとばいと、そういうふうにとられてもいかんという意味だったろうと思う。逆に議員になったらなった後の問題として、そういったものを極力辞退するように努めなければならないというこれは努力規定ですから。そういう意味ですけれども、あと安藤議員が非常に曖昧で補助金を受けている団体、非常に体育協会とか例に出して言われました。体協とか大きな組織から小さな、例えば介護でめだかつて言ったかな、サロン、そういう小さなものまで町から補助を受けておるじゃないかと。だからもう少しこれを整理すべきじゃないかという意見でありました。

休憩してもう少しここら辺の議論を深めたいと思えます。

(暫時休憩)

#### ○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。

今、第6条問題ではいろいろ御意見をいただきまして、非常に分りにくいという部分は、最後まで分りにくいまま今日は議論が終わったと思えます。そこで、次の機会に今度はこの条文の整理、あるいはこの6条そのものを廃止をするか、ひっくるめて次は皆さんに御提案をさせていただきたいと思えます。それと第4条の第4号、町(教育委員会を含む)その括弧部分については、それともう1つありましたよね。(教育委員会)は、4条と5条ですね。これは外すとしておりましたけれども、若干、教育委員会に確認をしなければいけない。場合によっては、この場に来ていただいて確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

そこで、次を今日が2月8日です。もう詰まってるね、2月の10、19日はだめ。月曜日、19日月曜日、そうすれば26日にまとめて議運で最後まとめられる。まとめきりきればやりたいなど。2月19日9時30分から開会と、皆さんには大変御苦労かけますけれども、大事な条例の見直しですのでよろしく願いいたします。本日の議会運営委員会はこれで閉じます。お疲れさまでした。

(閉会 14時20分)